

内閣委員會議録第三十二号

昭和三十三年四月二十二日(火曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事 精川 勝六君 理事 保科 善四郎君

理事 山本 正一君 理事 石橋 政嗣君

理事 受田 新吉君 理事 大倉 三郎君

安藤 覺君 北 吟吉君

大村 清一君 小倉 義昭君

薄山 美朝君 辻 政信君

古川 丈吉君 木原津 興志君

出席國務大臣 畑本 鎌三君

厚生大臣 中村三之丞君

運輸大臣 田中 角榮君

郵政大臣 河野 一郎君

國務大臣 柳原 亨君

出席政務委員 總理府事務官

(行政管理局長) 美濃部 亮吉君

(計基進局長) 宮川 新一郎君

(總理府事務官) 松本 龍藏君

(經濟企画局長) 田付 景一君

外務政務次官 齋藤 誠君

外務事務官 小笠 公昭君

(大臣官房長) 朝田 諒夫君

(農林事務官) 馬場 義續君

(大臣官房長) 田邊 繁雄君

運輸事務官 厚生事務次官

(大臣官房長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

法務事務次官 馬場 義續君

厚生事務次官 田邊 繁雄君

専門員 安倍 三郎君

四月二十二日

委員林唯義君、田村元君、山本象吉君及び石野久男君辭任につき、その補欠として大倉三郎君、安藤覺君、古川丈吉君及び山崎始男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大倉三郎君、安藤覺君及び古川丈吉君辭任につき、その補欠として林唯義君、田村元君及び山本象吉君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十一日

國家公務員法等の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外九名提出、衆法第二五号)

同月十九日

元滿鐵社員に恩給法等適用に関する請願(内海安吉君紹介)(第三〇七七号)

同外一件(佐々木更三君紹介)(第三一〇六号)

建設省仙台機械整備事務所臨時職員的身分保障に関する請願(漢谷悠藏君紹介)(第三一八九号)

建設省目屋ダム工事事務所臨時職員的身分保障に関する請願(漢谷悠藏君紹介)(第三一九〇号)

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(河本敏夫君紹介)(第三二三六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

統計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)(參議院送付)

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)(參議院送付)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二六号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

○福永委員長 これより會議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案、統計法等の一部を改正する法律案、經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案及び運輸省設置法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑を行います。

農林省設置法の一部を改正する法律案について質疑の通告があります。これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 当委員会は特に理事會を中心にしたしまして、各省設置法の一部改正法案についていろいろと検討を加えたわけでございますが、原則として官房長の新設あるいは部局の新設というようなことは認めないという建前を貫いてきたわけであります。ところが農林省設置法の一部改正法案において、食糧庁に経理部を新設するという点については考慮の余地があるのではないかと考えているのでございまして、幸い今國會におきまして、食糧管理會計につきましまして、食糧管理會計につきましましては、いわゆるどんぶり勘定を六勘定に物別に分けて、そうして経理の明確化をはかるということにいたしましたのでございまして、この経理事務を軌道に乗せて経理の明確化をはかるためには、相當の企画力と相當の精力を費して軌道に乗せて参る必要がある、かような意味におきまして経理部を設置いたしましたのでございまして。

今御質問の食糧庁の機構がどのようなものか、また今後における事務の処理についてどのような考えを持っておるかという御質問でございまして、食糧庁の現在の機構といたしましては、部といたしましては長官のもとに総務部と業務第一部、業務第二部とございまして、総務部の現在の人員は三百九名で、課が六課と調査官二名がお

るわけでございます。業務第一部は二課でございまして、現在員が百十名おるわけでございます。業務第二部は課が四課ありまして、九十九名おるわけでございます。今回経理部が設置されました場合におきましては、総務部の六課のうち経理担当の主計課と経理課、監査課がこれらの事務に従事しているわけでございますが、この三課を独立いたしまして経理部に所属させたい、かように考えておるのでございす。総務部が今申し上げましたように六課、三百九名の膨大な人員をかかえておりますので、従来すでに総務部自身が相当事務の過重になっております現状でございまして、これを二つに分けて総務部の事務の能率化をはかって参りたい、かように考えておるのでございす。御質問の点につきましては、われわれもいたずらに機構の膨大を考へてはおらないのでございまして、経理部が設置されました場合には、なお総務部におきまして、三課のほかには調査官二名が配置されている、その一人は職員の厚生を担当している調査官で、いま一人の調査官は食糧関係の調査業務を担当している調査官でございますが、総務部が二つに分れ、業務につきまして能率化をはかって参ることができると考えておりますので、経理部が設置されました後におきましては、調査官二名のうち、一名を廃止して総務部の中でその事務を処理する、こういうことにいたしたいと考えている次第でございす。

○石橋(政)委員 御説明の趣旨がよくわかりましたので、特別にこの食糧庁に経理部を設ける点だけは委員会として

ても認めていいのじゃないかと考えます。そのための条件と云うては何でございすか、委員会の確認事項として、今官房長からお答えになったように、部長が一人ふえるわけでありまして、それと見合う分として調査官を一名減員するということが絶対要件であるというのを委員会として確認して、本法案に賛成の意を表したいと思ひます。委員長の方で御裁断を願ひたいと思ひます。

○福永委員長 ただいま石橋君から発言の趣旨の事項につきましては、委員会においてもこれを了承することとしたしまして、以上をもって各案についての質疑は終了いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法の一部を改正する法律案、郵政省設置法の一部を改正する法律案及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案の以上各案に對しまして、自由民主党及び社会党其同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されております。その案文はお手元に配付してありますが、各案に對する修正案を議題といたしまして、提出者よりそれぞれの修正案の趣旨弁明を求めすることにいたします。保科善四郎君。

厚生省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第一条のうち、第五条の改正に関する部分、第六条の改正に関する部分並びに第九条の改正に関する部分

及び第九條の次に一條を加える改正に関する部分を削る。

附則を次のように改める。

この法律中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和三十三年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第五条、第八条及び第九条の改正に関する部分を削る。

第十条第三号を削り、同条の次に一條を加える改正に関する部分を次のように改める。

第十条第三号を削る。

第十二條の改正に関する部分中「同条第三項中「総合開発局」を「開発局」に改め」を削る。

第十二條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

(附屬機關)

第十三條の二 次條に規定するものの外、本庁に、附屬機關として、經濟研究所を置く。

2 經濟研究所は、左の事務をつかさどる機關とする。

一 經濟構造及び經濟循環の基礎的な調査及び研究に関すること。

二 國民所得及び國富の調査及び分析に関すること。

三 前二號に掲げるものの外、經濟に関する総合的且つ基本的な事項の調査及び研究に関すること。

4 經濟研究所は、東京都に置く。經濟研究所の内部組織については、總理府令で定める。

第十四條の見出しを削る。

附則第一項ただし書中「改正規定」の下に「及び附則第二項の規定」を加える。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第五条第二項の改正規定中「及びアルコール事業部」を削る。

第十一条に一項を加える改正に関する部分を削る。

外務省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

外務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第六條第三項の改正に関する部分を削る。

附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

法務省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第十三條の十第二項の改正に関する部分中「別表十一の通りとする」を「法務省令で定める」を「別表十一」を「別表十二」に改める。

別表の改正に関する部分中「別表十一」を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九までを一表ずつ繰り下げ、「別表十一」を別表十二とし、別表六から別表十までを一表ずつ繰り下げ、「別表十一」に改める。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。

郵政省設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

郵政省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第四條の改正に関する部分を削る。

第五條第一項の改正に関する部分中「電務局」を「電波局」に改める。

第六條第一項第十號の改正規定を削る。

第六條第一項第十二號の二から第十二號の五まで及び同條第二項の改正に関する部分を削る。

第十條の二の改正に関する部分中「同條に次の三項を加え、同條を第十條の三とする。」を「同條に次の三項を加える。」に改める。

第十條の次に一條を加える改正に関する部分を削る。

第十二條の改正に関する部分を次のように改める。

第十二條第一項中「地方電波監理局」を「地方電波局」に改め、同條第

二項中「地方電波監理局は第十條の二」を「地方電波局は第十條の二第一項」に改め、同條第四項中「第十一條」を「前條」に改め、同條第五項を削る。

第十三條第四項の改正に関する部分中「第十條の三」を「第十條の二」に改める。

第二十一條の改正に関する部分を次のように改める。

第二十一條第三項中「電波監理局に次長二人を」を削る。

附則第一條中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

○**保科委員** たいだいま議題となりました各修正案につきまして趣旨説明をいたします。この案文はお手元にある通りでございますが、その朗読を省略いたしまして、その趣旨を御説明いたします。

まず厚生省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案は政府案の提案理由にありますごとく、国民の生活環境に関する諸問題が高度に複雑化しております。今日におきましては、公衆衛生行政、特に環境衛生行政の一その向上増進をはかりますとともに、その機構の強化をはかりますことは、必要なことではあります。この際これを取りやめることにいたしましたのであります。なお施行期日につきましては、これを公布の日に変更することにいたしました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案は、政府案では国の経済全般の円滑な運営をはかるために必要な経済企画庁の任務権限を明確化するとともに、経済に関する理論的、実証的調査研究を推進する

ために必要な内部部局として、経済研究局を設置することとしておりました。が、経済研究局につきましては、行政機構簡素化の趣旨にかんがみまして、この際これを取りやめ、経済企画庁の付属機関として経済研究所を設置することとし、所要の修正を行なっております。

また、総合計画局及び総合開発局の名称変更につきましては、これを従前の通りとするほか、訂正漏れの関係法令の改正に関する施行期日について事務的な修正を加えております。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案は、行政機構簡素化の見地から、軽工業局にアルコール事業部を設置することは、これを取りやめることにいたす次第であります。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案は、政府案ではアジア局の事務が対内、対外の両面にわたり増大して参りましたので、アジア局に次長一名を置くこととしており、その必要性も認められないこともないのであります。この際行政機構簡素化の趣旨にかんがみて、これを取りやめることとし、また施行期日につきましては、すでに四月一日も経過しておりますので、これを公布の日に変更することにいたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案は、政府案におきましては、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めることとしておりましたが、この際現行通り法律で定めることとし、また施行期日につきましては、すでに四月一日も経過しておりますので、これを公布の日に変更することにいたしました。

公布の日に変更した次第であります。

次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案に対しては、行政機構の簡素化の見地から、大臣官房に官房長を置くことを取りやめること、また電気通信行政の責任部局である電務局の設置に關しては、さらに研究を要する点があるもので、将来の問題として、この際その設置を見合せることとした次第であります。

どうぞ御賛成をお願いいたします。

○**福永委員長** 議題といたしました各案及び修正案について別段討論の通告もありませんので、順次採決をいたします。

まず厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決いたしました。

次に経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決いたしました。

次に通商産業省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決いたしました。

君の起立を求めます。

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決いたしました。

次に法務省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決いたしました。

次に郵政省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は修正案通り修正議決いたしました。

次に統計法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。

次に農林省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。

次に運輸省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○**福永委員長** 起立総員。よって本案は原案の通り可決いたしました。

また、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福永委員長** 御異議なしと認めます。よってそのように取り計らいます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十七分散会

〔参照〕

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)に関する報告書

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)に関する報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)(参議院送付)に関する報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)に関する報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)に関する報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)に関する報告書

統計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)(参議院送付)に関する報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)に関する報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局